

■水洗化工事のお申し込みは工事指定店へ

排水設備工事（水洗化工事）は、大館市排水設備工事指定店（以下「工事指定店」）で行わなければなりません。（大館市下水道条例第5条）

工事指定店は、市への申請書類の作成・提出などの諸手続きを代行することができます。また、安心してアフターサービスをまかせることができます。

排水設備工事（水洗化工事）は、必ず工事指定店に依頼してください。

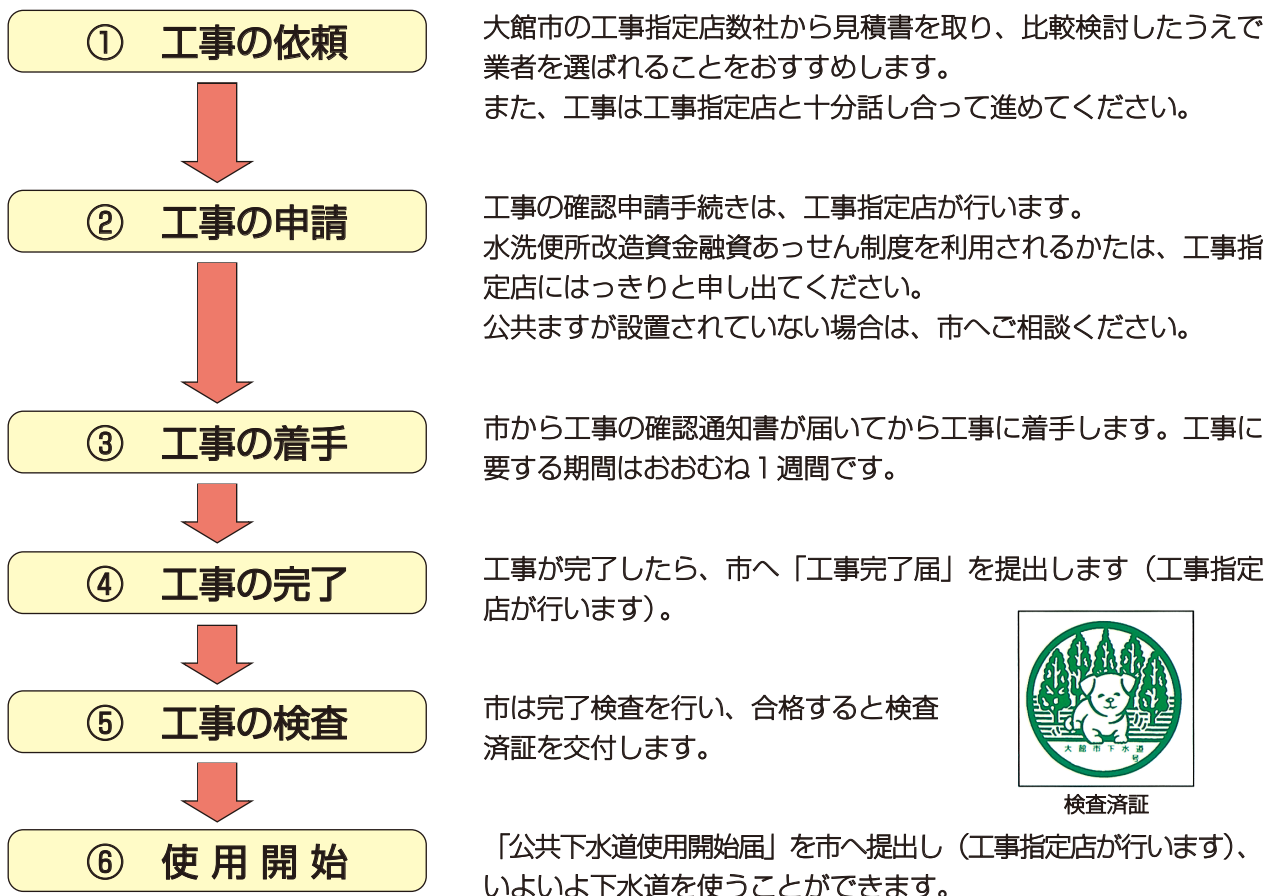
ご注意ください!!

工事指定店以外の業者が行った排水設備工事（水洗化工事）は、違法工事となり、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の融資あっせん制度も利用することができません。また、この工事は無効となり、工事をやりなおしていただきます。

■水洗化工事はみなさまと工事指定店との間で行うもの

排水設備工事（水洗化工事）は、みなさまと工事指定店との間で行っていただくものです。工事を行う場合は、直接工事指定店に依頼してください。

■排水設備工事(水洗化工事)の流れ



検査済証